

令和5年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月24日（土） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第6号 合意解約等について
- 第 3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 5 議案第29号 非農地証明について
- 第 6 議案第30号 あっせんについて
- 第 7 議案第31号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。

今日は、庁内の工事で騒がしいです。工事が外だったらまだ静かだと思うのですが、今日は声を大きめで話していただければと思います。

本日は推進委員のT委員とN委員から欠席の連絡を受けております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和5年6月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

なお、会議中は携帯電話の電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いします。

また退席するときは、議長の許可をもらってから、退席してくださいませようお願いします。

それでは、開会にあたり会長に御挨拶いただき、そのあと議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さん、おはようございます。

今、局長からもありましたけれども、ちょっと音がしますので、おしとやかな人もいつもよりちょっと大きな声でお願いしたいと思います。

令和5年6月西之表市農業委員会定例総会の御案内をいたしましたところ、委員、推進委員の皆様には、出席をいただきましてありがとうございます。

梅雨に入りまして、2週間ぐらい前ですかね、大雨が降りまして、ちょっと災害の出ているところもあるようです。また、サツマイモの基腐病が水で拡散するということが心配をされるようです。

6月6日に熊毛支庁主催の「熊毛地区サツマイモ基腐病対策プロジェクトチーム」の会議が開催されました。その中で、2月に登録された土壌処理剤のフロントフロアブルが一時感染による発病を抑制する効果が高いとの報告でありました。今後、効果に期待をしたいところです。

また、私たちの任期も7月19日までということで1か月を切りました。任期まで業務を全うしていただきたいと思います。

最近、またコロナ、インフルエンザが増えて、学校の学級閉鎖もされているところがあるようです。これからも感染予防には、気をつけていただきたいと思います。

梅雨が明けますと、日差しが非常に強くなります。体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。それではこれから開会したいと思います。議事運営がスムーズにいきますように皆さんの御協力をお願いいたします。

○議長

それでは、本日の会議を開催いたします。

日程は、配付しております議事日程のとおりです。まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

9番 河本委員、10番 牛越委員を指名いたします。

続きまして日程第2、報告第6号「合意解約等について」です。事務局の報告をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第6号「合意解約等について」を説明いたします。

資料は1ページから3ページです。

今月の合意解約は、1番から11番の11件で、台帳現況地目、田が2筆、1,418平米。台帳現況地目畑が27筆、44,171平米、合計面積45,589平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

○議長

続きまして日程第3、議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」を説明いたします。資料は4ページから5ページです。

今月は、所有権移転5件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の合計7件の申請がありました。

1番です。榕城校区本立地区です。

現況地目畑の1筆で、面積1,640平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。榕城校区上之原町地区です。

現況地目畑の1筆で面積1,510平米を賃借により5年間借り受けるものです。

3番です。安納校区軍場地区です。

現況地目畑の1筆で、面積2,087平米を売買により所有権移転するものです。

4番です。住吉校区能野里地区です。

現況地目畑の1筆で、面積367平米を贈与により所有権移転するものです。

5番です。伊関校区伊関地区です。

現況地目畑の3筆で、面積3,191平米を売買により所有権移転するものです。

6番です。伊関校区沖ヶ浜田地区です。

台帳地目畑の1筆で、面積1,102平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

7番です。現和校区武部地区です。

現況地目畑の1筆で、面積287平米を贈与により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。続いて担当委員から報告をお願いいたします。

なお、整理番号1番について担当が私ですので、説明をいたします。

○4番委員

6月17日午前10時、推進委員、譲渡人、譲受人立会いのもとで、現地を確認

いたしました。現在、ちょうどロータリー耕が済んでおり、この後はイモを植え付けるとのことでした。機械は持ってないですけども、いとこがいつもやってくれるということでした。兄から弟への贈与ということでした。以上です。

○議長

続きまして、整理番号2を5番委員お願いします。

○5番委員

5番です。整理番号2について説明します。

6月20日8時から借人、担当推進委員と3名で、現地を確認しております。

貸人は鹿児島市在住の土地持ち非農家の方です。電話で確認しております。

借人は、新規就農者で、もともと京都出身で観光であっちこっち日本全国回っていて、種子島にも来たことがあるということで、こっちに来て、パッションフルーツを作りたいという希望で、営農大学校に1年、個人農家に1年、計2年研修をして、どこかいい土地がないかなということでこの土地にたどり着いたということでした。

現況は、基盤整備がされているのですが、一番端にあって変形している圃場です。もちろん水は来ています。

そこで本人の希望としては、6メートル、間口で25メートルぐらいのハウスを2棟ぐらい作りたいなということでした。

本人も十分やる気のある方ですので、許可相当と思いますので、皆さんよろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。続きまして番号3を1番委員お願いします。

○1番委員

1番です。6月23日9時50分から推進委員、譲受人、私と3人で現地調査を行いました。

場所としては、県道からちょっと入ったところでありまして、キビをもう植付けております。双方確認いたしました。間違いありません。

ただ、売買単価につきましては、お互い話合いで、譲渡人がもう農業をやめて財産処分していくということで、この金額となりました。親子付き合いもあったということで、この金額で売買されたということでした。以上です。

○議長

ありがとうございました。続いて番号4を7番委員お願いします。

○7番委員

7番です。整理番号4について説明をいたします。

6月18日8時から担当推進委員、譲受人の立会いのもとで現地調査を実施いたしました。

現地は住吉能野里地区の圃場整備済み区域内にありまして、今、サトウキビを作付けしておりました。

譲渡人と譲受人は親戚関係でありまして、譲渡人は、旦那さんが早く亡くなっておりまして、よそに子供がおるということで、もう財産の処分をして、向こうに行きたいなと考えているということでした。今回は、そのうちの一つということでした。

譲渡人には自宅を訪問いたしまして、確認をしております。

譲受人は農機具等も所有しており、経営技術も問題ないと考えております。

申請のとおり許可相当と思われます。よろしく願いをいたします。

○議長

ありがとうございました。続いて番号5番6番は、担当委員が一緒ですので8番委員、報告をお願いします。

○8番委員

8番です。整理番号5番につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

譲渡人は地元出身で鹿児島に生まれている方でございます。

そして譲受人、一番ここが気になるところでございまして年齢が見てのとおり、89歳ということで労働力に関しまして、危惧するところでございます。

娘さんがおられるということで、昨日6月23日譲受人、推進委員立会いのもと、お話をさせていただきました。

推進委員が、その娘さんと譲受人、そして譲渡人と電話で話をしておりますので、説明をさせていただきます。

○F推進委員

推進委員のFと申します。番号はありません。

まず、譲渡人でございますけれども、かつて伊関小学校で教鞭を奮っていた先生と御一緒になられて今、西始良のほうに住んでいる状態でございます。

昨年、家を見ていた弟さんが亡くなりまして、今年4月遺品の整理方々、帰ってきておりました。

妹さんも、一緒に帰ってきておりましたので、私と家内は同級生でございますので、お会いすることが出来た状態でございます。その時は売買の話はなかったのでございますけれども、もう誰か買ってくれる人がいればという話も前から出ていたようでございます。

先ほど委員が言われました譲受人の年齢89歳というのが一番のネックになっているかと思えますけれども、2年前に三女が帰島されまして、トラクターの操作技術も習得し、父親の片腕となっています。また、二女も10月に帰島されまして、手伝いをやっているところでございます。長女は看護師をやっています。中種子在住の長女は、母親の看護の傍ら、農繁期の折には手伝いに来ているところです。労働力はこれで可能と判断するところでございます。農機具類も一切そろっております。

今回の売買は自宅前の畑で、既に一枚の畑は、数年前から借りております。

他の2つの畑は、別の方がキビ栽培をしておりましたけれども、今はロータリーがかけられ、栽培可能な状態になっているところでございます。

家の前という立地条件も鑑みて、何とぞ皆さん方の許可相当の判断をお願いしたいと思えます。

○8番委員

続きまして整理番号6番について御説明をいたします。

昨日6月23日貸人、担当推進委員立会いのもと、現地確認をいたしました。

借人につきましては電話で確認をとっております。

借人に関しましては、西之表在住の移住者でございまして、2、3年ぐらい前からバナナ、レモン、ライム等を作付けをして、出荷まではまだ至っていませんけれども、挑戦をしている方でございます。

現地を確認しましたところ、地目は田んぼとなっておりますけども、3年ほど前から作付されておらず、荒廃が進んでいるところでございます。

借人曰く、「この田んぼに、遊休農地解消事業を使いまして整備をして、アボガドを作りたい」という計画でございます。

この進捗状況につきましては非常に重視して参りますので、荒廃農地をなくすという観点からもぜひ許可をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。続いて番号7を12番委員、説明をお願いします。

○12番委員

12番です。番号7について報告いたします。

6月17日、朝10時、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は、普通作と育成牛3頭を肥育している現和校区在住の農家の方です。

譲受人は兄、譲渡人は弟の兄弟です。

譲渡人は、学校卒業後は、ずっとよそにいます。

畑は、譲受人の家の西側にあり、野菜を作っておりました。

双方話合いの結果、今回の契約となりました。

譲受人は農業機械も一式そろっており、経営においても、何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局及び担当委員のほうから説明がありました。この件につきまして皆さんのほうからは何か質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第27号「農地法第3条の規定による許可について」の採決をいたします。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定いたしました。

○5番委員

すいません、番号2についてですが、本人が新規就農者なもんですから、このハウスは高額でなかなか手が出せないということです。委員、推進委員の皆さん、もし、中古で譲ってもいいよとか、空いているよとかいうハウスを御存じの方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせいただければ助かります。

ぜひぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長

何か補助事業とかないのですか？

○事務局

この方は、農林水産課で補助の相談は行っているようでございます。

最初ハウスについては硬質プラスチックのハウスを計画していたみたいですが、高額のものですから一般のハウスに変更をしたということでございます。このハウスについては露地ということなので転用は必要ありません。以上です。

○議長

私も頼まれていたのですが、今の事務局の話では、農林水産課のほうに相談に来たみたいで、新規に就農しますので、なかなかお金のほうも大変でしょうか、もし、心当たりがあったら、ぜひ、事務局に知らせていただければと思ひます。

○1番委員

1番です。ハウスの補助は安納イモの苗床ぐらいしかないはずだが…

○事務局

新規就農者につきましては、市単独で上限50万円の補助事業がありますので、そちらで話をしておるところでございます。一般の資材につきましては確かに安納イモしか今のところございませんので、新規就農の部分で申請をしていくということでございました。

○議長

続きまして日程第4、議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局議案の説明をお願いいたします。

○事務局

日程第4、議案28号「農地法5条の規定による許可について」を説明いたします。資料は6ページです。

1番です。下西校区下石寺地区です。

台帳地目、畑の1筆で面積1,795平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、隣接地に作業員宿舎を建築しており、申請地に駐車場を整備したいとのこととです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は、原野、山林、市道があるものの、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出され、また、現状のまま利用することから、転用による周辺周囲への被害はないと思われまふ。

資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われまふ。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。またこの件につきましては、12日に合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いします。

○5番委員

5番です。合同の現地調査を6月12日9時20分より行っております。

現地は下西の清掃センターの上に位置するところで、さっきの地図で見ましたが寄宿舍が4棟建っております。現在、300人の宿舎ということで、単純に車を300台置くところです。その隣接地に砂を取った跡がありまして、周りは法面と山ですが真ん中部分だけが利用出来そうなところで、現在ススキがちらほら生えているぐらいの原野になっております。そこに19台の駐車場を整備したいという担当者の話でした。

当日は私と坂本委員、あと、吉内次長さんと、持田さんとで回りましたが、この土地は10数メートル宿舎より下がっていきまして、利便性も悪いのですが、そこに申請しないとどうしても足りないということで仕方なくとのことでした。工事終了まで使うという説明でした。

御審議お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員から補足の説明がありましたら、お願いをしたいと思います。番号1について2番委員よろしくをお願いします。

○2番委員

2番です。補足説明をいたしますが、何年前にここは砂を取った後で前にも合同調査で回ったところでした。

それで今回、転用の申請になっているんですが、圃場自体は特にさわることもなく、ただ高低差があるということで道のほうにハエを敷きなおよすぐらいのことはするという話でした。

許可相当と思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから補足の説明がありました。この件につきまして何か質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○8番委員

8番です。全体の地図をもう一回見せてください。

道路を隔てて上の部分については砂を採った後だっということに説明を受けたのですが、その下の三角になっているこの部分はどうか教えてください。

○5番委員

5番です。畑の中を道路が通ったような格好になっておりまして、反対側は全然利用されてもいないし、利用する予定もないということです。上のほうも、さっきも言いましたが、ほとんどが法面と山で、真ん中に少し窪地で平らなところがあって、そこに行くまで、人間の足でも結構、長い坂を下っていくような所でした。

○議長

ほかに。

(挙手無し)

○議長

それでは無いようですので、これから議案第28号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案どおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第5、議案第29号「非農地証明について」を議題といたします。議案の説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第29号「非農地証明について」を説明いたします。資料は7ページになります。

1番です。榕城校区城地区です。台帳地目は畑ですが、平成25年頃から耕作せず、現在は、山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

2番です。榕城校区中野地区です。台帳地目は畑ですが、昭和63年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

3番です。国上校区野木平地区です。台帳地目は畑ですが、平成3年頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

4番です。国上校区寺之門地区です。台帳地目は畑ですが、平成5年頃から耕作せず、現在は山林となっています。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま説明がありました。これにつきましても12日に合同の現地調査が行われておりますので、調査委員長の報告をお願いいたします。

○5番委員

5番です。番号1について説明いたします。

申請地は城から小牧野に行く途中の左側に面した傾斜地です。ほとんど竹やぶ状態になっております。もともとは三段の畑だったらしいのですが、ほとんど使われていません。

梅の木とかも一部見られるのですが、その周りももうやぶ状態で、全然手をつけていない状態です。

現地には申請人と立会人の女性2人が見えておりましたが、ずっと前からこの状態ですということで、許可相当だと思われまます。

番号2について説明します。

申請人は現在103歳でもう施設に入っておられまして、甥っ子が立会いをしてくれました。

申請地は中野になるのですが、申請人の実家のすぐ入り口に土手と家に囲まれた

狭い場所で、そこに大きな柿の木がありまして、日が当たらずに何も出来ないような所です。

ここはもう何を作るわけでもないし、許可相当と意見の一致を見たところですが、次、番号3です。

野木平ですが、写真の右側の囲まれているところのすぐ右側に小さい小屋がありまして、その横に家があったのですが、シロアリで崩壊しています。そこを今、西之表在住の野木平出身の人が購入して、新しく家を建てたいと購入したそうです。それで、申請地は、自分も何も小さい時から知っているところですが、ろくなものを作ったことない畑で、北西の風は当たるし、日当たりも悪くいつもじめじめしている所です。もう、荒れようにも荒れようがないような所です。許可相当で意見の一致を見たところでした。

続きまして、番号4です。

これは令和2年度に自分が国上の担当をしていた時に、申請人の旦那さんが健在でして、今、作ってもらっている人に土地を売りたいという相談が来ました。それで、立会いをしてくださいということで、立会いに行ってその時に説明をしました。そして、立会い後すぐに農業委員の改選がありまして、自分の担当地区が変更になりまして、その後、なかなか進まず、今回の申請となりました。畑の部分は先月定例総会に出てきました。もともと1筆になっていたのですが、道が通って分断されて、法面の上までは県の土地で、その上に木が生えてそのままになっている状態で、道もないような所です。許可相当だと思います。

現地には中村逸夫委員と担当推進委員が来ておりまして、立会人は、買主のお父さんが来ておりました。

○議長

ありがとうございました。ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員からの補足説明がありましたら、お願いをしたいと思います。番号1、2については、5番委員ですが、調査委員長なので今報告のあった通りです。

それでは整理番号3番4番を3番委員お願いします。

○3番委員

ただいま、調査委員長から話がございましたが、3番につきましては、調査委員長の報告のとおりです。

4番につきましては、引き継ぎがうまくいっておらず、今回の現地調査で、ここに畑があったことを知りました。調査委員長の報告のとおりです。

○5番委員

すいません、言い忘れましたが、この4番ですけれど、令和2年に畑の立会いをした時に事務局に申請をしてくださいと言っていたのですが、申請してなかったようです。その後、当時の名義人が亡くなられ、相続が終わってから申請するということが今回の申請になったところですが。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員のほうから補足の説明がありました。皆さんのほうから何か質疑があったら挙手をお願いいたします。

(挙手無し)

○議長

何も無いようですので、議案第29号「非農地証明について」の採決をとります。原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

続きまして日程第6、議案第30号「あっせんについて」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第30号「あっせんについて」を説明いたします。資料は8ページです。

1番です。「売りたい」の申出です。場所は住吉校区下能野地区です。価格は相談に応じますとのこと。

あっせん委員につきましては、7番 深田広文委員と、13番 日笠山昭代委員をお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

何か皆さんのほうから質疑がありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願いをいたします。

続きまして日程第7、議案第31号「農地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第31号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明いたします。

まず所有権移転についてです。資料は9ページです。

1段目です。地目田、面積1,862平米、地目畑、面積、18,530平米の合計面積、20,392平米、所有権を移転する者4人、受ける者3人です。内訳につきましては、10ページを詳細につきましては、11ページから25ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。まず、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。26ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間、地目畑、面積72,184平米、利用権の設定をする者13人、受ける者1人です。内訳につきましては、27ページを詳細につきましては、28ページから40ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明いたしま

す。41ページをお開きください。

1段目です。期間が令和5年7月1日から令和15年6月30日までの10年間、地目畑、面積72,184平米、利用権を設定する者1人、受ける者6人です。内訳につきましては、42ページを詳細につきましては、43ページから52ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。それでは担当委員の報告をお願いいたします。所有権移転、整理番号1及び2について1番委員報告をお願いします。

○1番委員

1番です。6月23日9時から担当推進委員、譲受人とともに現地調査を行いました。

譲渡人に関しましては、電話で確認しております。

この農地は、今回、農業法人が経営をまとめた中の割り畑になっている所で今回の契約になったということです。

これから、イモを植付けていくということでもございました。双方確認いたしました。間違いありません。

続きまして2番です。

譲渡人は福岡在住の土地持ち農家、不在地主です。

譲受人は、安納でも大規模な農業法人でございます。

相手方の要望ということで、何とか買ってくだらないだろうかというのを去年からずっと言っていましたが、今回何とか買ってもらえるということで、今回の申請になったところです。

この値段に関しましては、内面積で反当たり40万円ということで計算して出しています。双方を確認しました。間違いありませんでした。

○議長

ありがとうございました。続きまして整理番号3について6番委員報告をお願いします。

○6番委員

6番です。整理番号3について報告をいたします。

6月22日午後6時、譲受人立会いのもと推進委員とともに、現地確認調査を行いました。

申請地は、以前より譲受人が借りていた田んぼで、このたび売買により所有権の移転をするものです。

譲受人は水稻、キビ、畜産等大規模経営をしている現和校区在住の認定農家です。

田んぼには既に飼料米を作付けていました。

機械類も一式そろっており、技術的にも何ら問題ないと思います。

なお、譲渡人には電話にて確認をとっております。

双方確認の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。整理番号4について、12番委員お願いします。

○12番委員

12番です。整理番号4について報告いたします。

6月18日夕方5時、譲受人立会いで現地調査を行いました。

譲受人は、普通作を中心とした現和校区在住の担い手農家です。

ビニールハウスを建てて園芸をしたいので、風の当たらない畑を探してほしいとの相談があり、この畑を見つけ、譲渡人に相談をしたところ、今回の契約となりました。

5年ほど作付けしておらず、荒れておりましたが、機械を入れ、竹等を取り除き、きれいに整地をしておりました。

譲受人は、農業機械も一式そろっており、経営技術においても、何ら申し分ありません。

譲渡人とは電話で確認をとりました。

双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局並びに担当委員から説明報告がありました。何か皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

(挙手無し)

○議長

無いようですので、これから議案第31号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり、承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。全会一致で賛成ですので、原案のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

9 番 委 員 _____ 印

10 番 委 員 _____ 印